平成２８年（フ）第１６４号
青森市大字荒川字筒井40番地１
債務者　山田　崇史
１　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７７号
青森市大字羽白字富田335番地７
債務者　野村きみよ
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４１０号
神奈川県秦野市渋沢２丁目35番22号　コーポ諸星　102号
債務者　小室まひろ
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４７２号
神奈川県平塚市徳延334番地の47　ピソ・ノーザンライト105号
債務者　湯田　美和
１　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４７６号
神奈川県伊勢原市八幡台１丁目６番地の４公1137号
債務者　清水　嘉夫
１　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５１１号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目18番１号　サンモールⅠ―202
債務者　黒田　敏江
１　決定年月日時　平成28年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２１号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕1641番地の105
債務者　松谷　　功
１　決定年月日時　平成28年９月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第８０号
山口市吉敷佐畑３丁目10番28号
債務者　岡崎　和美
１　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８３号
山口市赤妻町15番10―104号
債務者　吉長　正美
１　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２号
熊本県菊池市野間口1012番地１　カトレア206号
債務者　野田　智春
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月18日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
長崎県佐世保市白岳町1483番地３
債務者　前村　明美
１　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
長崎県佐世保市木風町1269番地６
債務者　市瀬　佳子
１　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第６１４号
東京都青梅市新町８―10―８第一新町寮109、住民票上の住所東京都大田区南六郷３丁目１番１―306号
債務者　里吉　　崇
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９００号
東京都西多摩郡瑞穂町南平１丁目９番地11セントラルムサシ311号
債務者　山本　雅英
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９０８号
東京都小金井市貫井南町４丁目14番８―114号サンハイツ貫井南
債務者　岩瀬　　薫
１　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３０１号
静岡県浜松市南区安松町84番地の４
債務者　清水　博文
１　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係